



宮 崎 県 公 報

平成24年10月4日（木曜日）号外 第47号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

条 例

○宮崎県災害対策本部条例の一部を改正する条例（危機管理課） 1

頁

○宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………（長寿介護課） 2
○地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（警察本部） 2

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県災害対策本部条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 改正の理由及び主な内容
災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 改正の理由及び主な内容
施設開設準備経費助成特別対策事業の実施により介護保険法に基づく制度の円滑な運営を図るため、宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 改正の理由及び主な内容
暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するための特殊勤務手当を設ける等、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年10月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第47号

宮崎県災害対策本部条例の一部を改正する条例

宮崎県災害対策本部条例（昭和37年宮崎県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第 23条第 7 項の規定に基づき、宮崎県災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。	（趣旨） 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第 23条第 8 項の規定に基づき、宮崎県災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第48号

宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 この条例は、 <u>平成25年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 2 この条例は、 <u>平成26年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第49号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年宮崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（重複支給の排除） 第6条 特殊作業手当の支給を受ける職員が、同一の日に特殊作業手当の支給対象となる2以上の作業に従事した場合には、それらの作業に係る特殊作業手当のうちその額が最高のも（その額が同額である場合はいずれか一）に限り支給する。ただし、第3条第10号、第15号、第18号から第20号まで及び第23号から第26号までに掲げる作業に係る特殊作業手当は、他の特殊作業手当と重複して支給することができる。 附 則 3 職員が東日本大震災に対処するため第3条第24号の作業のうち次に掲げる作業に従事したときは、第4条の規定にかかわらず、次項に規定する額を支給する。 （1） [略]	（重複支給の排除） 第6条 特殊作業手当の支給を受ける職員が、同一の日に特殊作業手当の支給対象となる2以上の作業に従事した場合には、それらの作業に係る特殊作業手当のうちその額が最高のも（その額が同額である場合はいずれか一）に限り支給する。ただし、第3条第10号、第15号、第18号から第20号まで及び第23号から第25号までに掲げる作業に係る特殊作業手当は、他の特殊作業手当と重複して支給することができる。 附 則 3 職員が東日本大震災に対処するため第3条第24号の作業のうち次に掲げる作業に従事したときは、第4条の規定にかかわらず、次項に規定する額を支給する。 （1） [略] （2） <u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）</u> （3） <u>本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前2号に掲げるものを除く。）</u> （4） <u>本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（前3号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）</u> （5） <u>本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（前各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示</u>
（2） <u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち宮崎県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が定めるものにおいて行う作業（前号に掲げるものを除く。）</u> （3） <u>本部長指示により、居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち警察本部</u>	

長が定めるものにおいて行う作業（前2号に掲げるものを除く。）

(4) 本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち警察本部長が定めるもののそれぞれの屋外において行う作業（前3号に掲げるものを除く。）

4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業のうち次号に掲げるもの以外のもの 2万円（心身に著しい負担を与えると警察本部長が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において警察本部長が定める額を加算した額）

(2) 前項第1号の作業のうち警察本部長が定める施設内において行うもの 5,000円

(3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 1万円（心身に著しい負担を与えると警察本部長が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）

(4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 2,000円

(5) 前項第3号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円

(6) 前項第3号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円

(7) 前項第4号の作業 2,500円

別表（第4条関係）

作 業 の 区 分		支 給 額
[略]		
第3条第26号の作業	[略] 銃器使用による暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒作業	[略]

解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業のうち原子炉建屋（宮崎県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が定めるものに限る。）内において行うもの 4万円

(2) 前項第1号の作業のうち前号及び第4号に掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（警察本部長が定めるものに限る。） 2万円

(3) 前項第1号の作業のうち前2号及び次号に掲げるもの以外のもの 1万 3,300円

(4) 前項第1号の作業のうち警察本部長が定める施設内において行うもの 3,300円

(5) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 6,600円

(6) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 1,330円

(7) 前項第3号の作業のうち屋外において行うもの 3,300円

(8) 前項第3号の作業のうち屋内において行うもの 660円

(9) 前項第4号の作業のうち屋外において行うもの 6,600円

(10) 前項第4号の作業のうち屋内において行うもの 1,330円

(11) 前項第5号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円

(12) 前項第5号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円

別表（第4条関係）

作 業 の 区 分		支 給 額
[略]		
第3条第26号の作業	[略] 銃器使用による暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒作業	[略]
	暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う身辺警戒作業又は固定警戒作業	1日につき 600円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

